

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第17号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項中「100分の7.10」を「100分の6.10」に改める。

第6条の2第1号中「1万6,300円」を「1万4,800円」に改め、同条第2号中「8,150円」を「7,400円」に改め、同条第3号中「1万2,225円」を「1万1,100円」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第24条第1項中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からカに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号イ(ア)中「1万1,410円」を「1万360円」に改め、同号イ(イ)中「5,705円」を「5,180円」に改め、同号イ(ウ)中「8,557円」を「7,770円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 980円

第24条第1項第2号イ(ア)中「8,150円」を「7,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,075円」を「3,700円」に改め、同号イ(ウ)中「6,112円」を「5,550円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 700円

第24条第1項第3号イ(ア)中「3,260円」を「2,960円」に改め、同号イ(イ)中「1,630円」を「1,480円」に改め、同号イ(ウ)中「2,445円」を「2,220円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被

保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 280円

第24条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第24条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第4項、第5項及び第7項から第10項までの規定中「第9条」の次に「、第10条の2及び」を加える。

附則第11項及び第12項中「第9条」の次に「、第10条の2」を加える。

附則第13項及び第14項中「第9条」の次に「、第10条の2及び」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。